

(行政報告)

令和5年6月から9月の高温・干ばつによる農業災害の指定
について

生活経済部

本市を含む埼玉県内の17市7町において、本年6月から9月にかけての猛暑により令和5年産水稻及び大豆に高温障害が発生し、農産物検査規格規程による規格外相当となったものが大量に発生する事態となりました。

このうち、水稻における被害の内容といたしましては、玄米の一部が白濁する「白未熟粒」や亀裂が入り割れやすくなる「胴割れ米」等の発生割合が急増したものでございます。

特に埼玉県の主力品種である「彩のかがやき」の被害が著しく、本市で栽培された「彩のかがやき」につきましても、その多くが規格外相当に格付されており、大幅な減収は避けられない事態となっております。

このため埼玉県は、11月21日に埼玉県農業災害対策特別措置条例第3条第1項の規定に基づく特別災害として指定しました。

市におきましても、県の特別災害指定を受けまして、11月29日に白岡市農業災害対策要綱第2条の規定に基づく特別災害として指定したところでございます。

市といたしましては、当該特別災害の指定に伴いまして、規格外相当となった水稻の生産者に対し、次期作用の種子や肥料購入費を被害面積分に応じて助成する措置を講じることといたしました。

今後におきましては、規格外相当となった水稻においても食味は例年と遜色のないことから、関係機関と連携を図りながら、「彩のかがやき」を始めとする米の販売促進施策を検討していくとともに、次期作に向けた高温対策の指導を行い、農業生産力の維持及び農業経営の安定化を図ってまいります。